

新たな顧客獲得、集客回復に取り組む 市内中小事業者等の皆様へ

根室市市内消費喚起取組事業者応援助成金のお知らせ

◎新型コロナウイルス感染症に伴う売上減少や集客の低下に対し、市内に店舗を構える中小企業者、小規模事業者等の皆様が、新たな顧客獲得や集客回復に取り組むための費用の一部を助成し、取組を応援します！

助成対象者

1. 交付申請日時点で、市内で一般消費者が利用可能な商品の購入またはサービスを提供する事業を営む中小企業者・小規模事業者等の他、市長が特に必要と認めた事業者であり、日本標準産業分類に定める以下の業種を営む事業者とする。

≪小売業、宿泊業（ラブホテル等を除く）

飲食サービス業、生活関連サービス業、道路旅客運送業、娯楽業（パチンコ・パチスロホール等を除く）

サービス業（宗教団体、政治・経済・文化団体を除く）、その他市長が特に必要と認めた業種≫

助成対象要件

1. 根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
2. 市税を滞納していない者であること。

助成金額

- ◎ 1事業者につき、助成対象経費の10分の10以内
（上限10万円）を助成します。

対象事業

1. 新たな顧客獲得に資する事業
2. 集客回復に資する販売促進事業

令和2年8月11日から～令和2年12月31日までに実施、完了した事業が対象となります。詳しくは、助成金のQ&Aをご覧ください。

○申請書様式及びQ&Aは、根室市役所2階商工観光課で配布しております。

また、根室市役所ホームページでもダウンロードができますので以下のURLにアクセスしてください。

<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/shoukoukankou/oshirase/8545.html>

【問合せ先】根室市役所 商工観光課 TEL：0153-23-6111（内線2272）

助成対象 経費

消耗品費…景品、粗品等の購入に係る経費など
印刷製本費…チラシ、パンフレット等の印刷代など
広告料…チラシ、新聞折込広告料など
通信運搬費…ダイレクトメール等の郵便料など
委託料…ホームページ制作、業務委託契約に基づく経費など
使用料及び賃借料…施設、物品の使用料、リース料など

申請必要 書類

○法人の場合

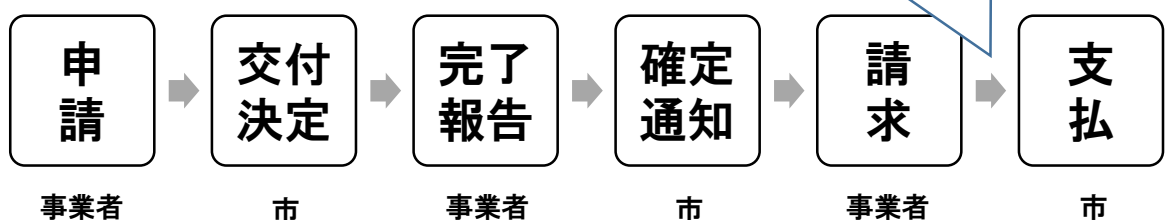
- (1) 根室市市内消費喚起取組事業者応援助成金
交付申請書兼実施計画書（様式第1号）
- (2) 根室市市内消費喚起取組事業者応援助成金
収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日から3ヵ月
以内）の写し
- (5) 支出しようとしている助成対象経費の内訳書または見積書等
- (6) 納税証明書

○個人事業者の場合

- (1) 根室市市内消費喚起取組事業者応援助成金
交付申請書兼実施計画書（様式第1号）
- (2) 根室市市内消費喚起取組事業者応援助成金
収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (4) 令和元年確定申告書類の写し
- (5) 支出しようとしている助成対象経費の内訳書または見積書等
- (6) 納税証明書

請求を受けてから、概ね2週間後に指定の口座にお振込みします。

申請の 流れ



受付期間

令和2年8月11日（火）～令和2年12月17日（木）まで

※対象事業は令和2年12月31日（木）までに完了する必要があります。

事業を実施する前に申請を行う必要がありますので、申請を希望する場合は、事前に下記の連絡先までご相談ください。

問合せ先：〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所商工観光課商工労政担当
TEL：0153-23-6111（内線2272）